

国立あゆみ保育園 延長保育規定

(目的)

第1条 この規定は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等による保育時間の延長に対する需要に対応するため、国立あゆみ保育園園規則第12条に規定する保育園に入所している児童に対し延長保育を行うことにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において延長保育とは、保育標準時間認定の利用者で午後6時15分から午後7時15分までに行う保育をいう。

(申請及び承認)

第3条 延長保育を受けようとする児童の保護者は、1ヶ月を単位として、園長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、園長が緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、1日を単位として申請することができる。

(延長保育料)

第4条 園長は、前条の規定により承認を受けた保護者から、延長保育に要する費用（以下「延長保育料」という。）として、児童1人につき月額2,500円を徴収する。

ただし、前条後段の規定により行う1日を単位とする延長保育については、児童1人につき30分当たり1,000円の延長保育料を徴収する。尚、当該保育料の有料部分の起算時間は午後6時15分よりとする。ほか、延長保育終了の午後7時15分を越えて遅れた場合は、上記にかかわらず15分当たり500円の料金を徴収するものとする。

2. 保育短時間認定の利用者の場合は、保育時間が午前9時から午後5時までのため、午前7時15分から9時まで、及び午後5時から午後6時15分までを利用する場合、1回あたり1人500円の料金を徴収するものとし、午後6時15分を越えた場合は、前項に準ずる。

(延長保育料の免除)

第5条 園長は、経済的理由などにより延長保育料の納入が困難であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、国立市と協議の上、延長保育料を免除することができる。

(委任)

第6条 この規定の施行について必要な事項は細則で定める。

付 則

この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。

平成27年 4月 1日改正